

## 独占禁止懇話会第 183 回会合議事録

1. 日時 平成 21 年 6 月 16 日（火）15：00～17：00

2. 場所 公正取引委員会大会議室

3. 出席者

【会員】根岸会長，石井会員，井手会員，内田会員，翁会員，榎野会員，神田会員，  
児玉会員，斎藤会員，佐々木会員，高橋会員，萩原会員，舟田会員，森本会員，  
山下会員，レイク会員

【公正取引委員会】竹島委員長，濱崎委員，後藤委員，神垣委員，濱田委員

【公正取引委員会事務総局】松山事務総長，寺川首席審判官，鶴瀨官房総括審議官，相  
関官房審議官（国際担当），齋藤官房審議官（経済取引担当），舟橋経済取引局  
長，中島取引部長，山本審査局長

4. 議題

平成 20 年度における独占禁止法等の執行状況等

- （1）独占禁止法違反事件の処理状況等
- （2）景品表示法違反事件の処理状況等
- （3）下請法違反事件の処理状況等
- （4）主要な企業結合事例

5. 議事

根岸会長 皆さんおそろいでございますし，もう時間も参りましたので，本日の独占禁止懇話会を開始させていただきます。先ほど事務局の方から，役所ではクールビズであるので会員の皆様も上着をとっていただいて構わないという話でございました。私自身は非常に寒がりでございますして私は上着を着ておりますが，それは何の関係もございません。どうぞ御自由になさってください。

本日は大まかに言いまして 4 つのテーマがございます。まず，第一が独占禁止法違反事件の処理状況等，それから景品表示法違反事件の処理状況等，下請法違反事件の処理状況等，それから主要な企業結合事例，これらにつきまして公正取引委員会から説明を受け，会員の皆様の御意見をお受けしたい，こういうふうに思っております。

それでは早速でございますが，本日の 1 つ目の議題であります独占禁止法違反事件の処理状況等というテーマに入りたいと思います。それでは南部審査局管理企画課長から御説明をお願いします。よろしく願いいたします。

南部管理企画課長 南部と申します。よろしく願いいたします。座って説明をさせていただきます。

御手元の資料の独禁懇 183 - 1 という最初の資料が独占禁止法違反事件の処理

状況についてございまして、概要の資料が2枚とそれから引き続いて本体資料が付いていると思います。これについて説明いたします。

まず、概要に基づいて大まかなところを説明したいと存じます。法的措置としてはここにございますように平成20年度は17件の法的措置を49名に対して行いました。それから、下にございますように具体的な中身としては私的独占が1件、入札談合が2件、価格カルテルが8件、その他1件、不公正取引5件という17件の事件の内容であったということです。

それから、課徴金に関して申しますと、下にございますように270億3642万円の納付命令を行いました。この金額というのは過去最高額であったということでもあります。

1枚おめくりいただいて、過去最高であったということと連動いたしますけれども、これは納付命令を受けた1社当たりの課徴金額でみた場合であっても、1社当たりで3億1076万円ということで、この金額も飛び抜けて過去最高額になっているということです。

それから、刑事告発としては亜鉛めっき鋼板の事件の刑事告発を行いました。入札談合等関与行為防止法の適用に関しましては、札幌市の下水処理施設の入札談合事件について改善措置要求を札幌市長に対して行ったということです。

それから、事件としては、入札談合事件は2件であったということで、札幌市の下水処理事件、大気汚染の常時監視自動計測器に係る入札談合事件の2件がありました。

それから、価格カルテル事件としては8件ありましたけれども、ここでは塩ビ管の事件、国際航空貨物利用運送事業者の価格カルテル事件、そして架橋高発泡ポリエチレンシートの価格カルテル事件というものを記載させていただいております。その他のカルテル事件ということでは、地方公共団体が売却する溶融メタルの購入分野におけるカルテルというものを取り扱ったということです。

それから、競争者排除行為としていわゆるJASRACに対する事件を扱ったということです。それから、中小事業者等に不当な不利益をもたらす事件として、優越的地位の濫用事件あるいは公共工事のダンピング事件。それから、再販分野では毛糸の再販価格事件を取り扱ったということです。

それから、審判の状況としましては、審判開始が平成20年度に11件ありました。審判件数として58件が出たということで、平成20年度には103件が審判継続をしていたということです。それから一番下の注にありますように、平成20年度末においては審判係属数が50件に減ってきたというようなことがございます。

引き続き繰り返しを避けつつ本文について時間の範囲内で説明を簡単にさせていただきますと、「はじめに」というところで書いておりますけれども、法の執

行方針としては価格カルテル・入札談合あるいは優越的地位の濫用事件等，それから知財分野における新規参入阻害，そういった社会的ニーズに対応した，言いかえれば社会的なインパクトのある事件に取り組むということで取り組んでおります。

事件の処理状況でありますけれども，先ほど申し上げたとおり平成 20 年度に 17 件，49 名に対して法的措置を採りました。平成 19 年度は 24 件，193 名となっております。それから，平成 16 年度で見ますと 35 件，472 名ということで，かなり凹凸がございます。特徴的なこととしましては入札談合，グラフの赤いところでありますけれども，この推移を御覧いただきますと平成 20 年度は 2 件，平成 19 年度は 14 件ということで入札談合事件の件数が減っています。他方，上から 2 目目のところになりますけれども，価格カルテル事件については平成 20 年度 8 件，平成 19 年度 6 件，平成 18 年度 3 件，平成 17 年度 4 件，平成 16 年度 2 件ということで，大まかな傾向としては談合事件の扱いが減っていて価格カルテルが増えています。

その大きな理由は，地方談合の摘発がこここのところないということと，それから価格カルテル事件が増えていることです。価格カルテル事件の増加の大きな理由の 1 つは御案内のとおりのリニエンシー制度の導入ということが大きいと思っておりますけれども，そういった傾向がみられるということでもあります。

それから課徴金納付命令に関しましては，1 ページの下の方に記載してありますけれども，納付命令を 59 名に対して行ったということです。それから，納付命令のほかに審決がございまして，審決に基づく納付命令というものもあります。

それから，旧法時代の事件については，課徴金納付命令を受けた後，審判開始をいたしますとその納付命令が失効いたしますのでそれを引くということで，最終的にはじき出された課徴金額がここにある 270 億 3642 万円，87 事業者ということになります。この金額も先ほど述べたとおり過去最高額ということでもあります。ちなみに，これまでの最高額は平成 17 年度の 188 億 7000 万円で，このときには鋼橋上部工事，鉄橋の事件で 125 億円という課徴金がありましたけれども，これをゆうに超えてきたということで，具体的には塩ビ管のカルテル事件それから国際航空利用貨物運送事業者のカルテル事件，あるいは鋼管杭，鋼矢板のカルテル事件，ポリエチレンシートのカルテル事件といったように，カルテル事件に関して大型の事件が相次いだということで課徴金額が高額になったということかと思われまます。

それから，入札談合等関与行為防止法の適用に関しましては，先ほど申し上げたとおり札幌市に対して適用が行われました。これは 5 件目でありまして，岩見沢市，新潟市，日本道路公団，国土交通省に対して改善措置要求を行っておりますし，また，改善措置要求ではありませんが，昨年度は防衛施設庁あるいは緑資

源機構に対しまして入札談合等関与行為があったという通知を行っているということでございます。

それから、3ページの事件の入口のところで、申告の状況でありますけれども、この表を御覧いただくとおわかりになるように、平成20年度に公正取引委員会が受けつけた申告件数は合計が13,353件となっておりまして、昨年度に比しても倍近く、平成17年度から比較しますと5倍近くになっているという状況でございます。非常に増えています。この大きな理由の一つとしましては、3ページのグラフの青色に塗ってある部分でありますけれども、小売業の不当廉売に関する申告が非常に増えているということが大きな理由になっているというふうに思われます。

それから、6のところでは事件の処理期間というのを記載しておりますけれども、平成20年度におきましては平均で11か月でございました。ちなみに平成19年度は9か月ということでありますので、それよりは平均で2か月かかっています。これは大型の事件、解明が困難であった事件が多かったということ、あるいは簡易に迅速に短期間で処理できる事件が少なかったというようなことで、平均としては11か月になったのかなというような感じでございます。

4ページ以降は具体的な事件でありまして、活字の羅列であって大変見にくくて恐縮ですのでざっと説明させていただきますと、入札談合事件としては先ほど申し上げた札幌市の下水処理施設の電気設備工事事件それから国あるいは地方自治体が発注する大気常時監視自動計測装置に係る入札談合事件があったということです。

それから第2の1(2)の価格カルテルでありますけれども、平成20年度については先ほど申し上げたとおり8件の価格カルテルに取り組みました。平成15年あるいは平成16年あたりから世界的な原油価格の高騰とそれに伴う各種原材料の価格の高騰ということで、原材料等々の製品価格の高騰があったという背景の中でカルテル事件が浮かび上がってきていたということ、それから当然リニエンス制度に基づく減免申請等が見られたということで8件の摘発につながったということかと思われます。

4ページから5ページにかけて記載しておりますけれども、亜鉛めっき鋼板の告発事件、鋼管杭、鋼矢板のカルテル事件、それから塩ビ管・継手のカルテル事件、国際航空貨物利用運送事業のカルテル事件、架橋高発泡ポリエチレンシートのカルテル事件といったものを摘発しているということでもあります。

それからその他のカルテル事件として、先ほど申し上げた購入分野のカルテル事件が初めて摘発されました。これにつきましては平成17年度の法改正によって課徴金の対象になったわけでありまして、その適用の第1号であったということです。

それから、私的独占の事件としましては、社団法人日本音楽著作権協会の音楽著作物の管理事業における排除事件というものを取り扱ってございます。

それから、中小事業者等に不当な不利益をもたらすものとして優越的地位の濫用事件、これについては従来から厳正に対応しているところでありましてけれども、本年度においては4件の排除命令と1件の警告を行っているということで6ページに記載があります。

が3つありますけれども、最初は食品スーパーの納入業者に対する値引きであるとか返品、従業員派遣の事件、2つ目は大手電機小売業者の従業員派遣の問題、3つ目は、これは百貨店業者でありますけれども、百貨店業者の従業員派遣あるいは押し付け販売です。百貨店の場合は百貨店に納入業者が常駐させている従業員というのがいるのですけれども、そういった納入業者が常駐させている従業員に対して納入元の商品の販売業務以外の業務をさせるとか、あるいはそういった納入業者の派遣させた従業員に対していろいろな物品を購入させるといった形のものでございました。

それから、平成20年度の処理事件ではございませんけれども、平成21年4月には物流特殊指定に基づいて物流業者に対し運送委託の代金減額というものについて2件の警告公表事件を初めて取り上げてございます。

それから、不当廉売については先ほども申し上げたとおり、申告件数が多いということに伴って処理件数も増えています。まず、7ページの上の表にございます注意件数です。注意というのは違反ということではないのですけれども、そういった行為が継続していけば違反につながるおそれがあるということで注意をしているということでありまして、平成20年度においては3,654件ののぼっています。内訳を見ると、家電製品が2,364件、石油製品、これはガソリンスタンドが中心ですけれども430件、それから酒類が795件というふうになっています。「その他」ということで65件ございますけれども、「その他」の内訳は牛乳であるとかしょうゆであるとか豆腐といった従来はそういった問題が多かったのですけれども、最近はそれほど申告も増えておりません。けれども、そういった分野の不当廉売事件に対する注意もあるということでありまして。

それから、家電につきましては差別対価の申告が多かったということで取り組んだところでありまして、結論的には現時点においてボリュームに伴うディスカウント、取引量を反映した合理的な範囲を超えた価格差が地域電気店と家電量販店の間に見られるというところまではなかなか認められなかったということでありまして。ただ、家電メーカーに対しては、価格設定、差別対価に至らないような価格設定を行うようにということを要請したということでありまして。

ダンピング受注につきましては3件の警告を行っているということ、それから再販売価格維持については毛糸の事件があったということでございます。

それから8ページの改正法の運用状況でありますけれども、8ページの下のところでございますように、課徴金減免の申請は大体平均年に80件ぐらいです。これはもちろん事件ベースということではなくて2番目3番目の申請もございまして、事件ベースではもう少し減っていくのだろうと思っておりますけれども、コンスタントに80件ぐらいの申請があるということです。それに基づいて摘発が行われ、課徴金減免制度の適用が公表されている場合ですが、その公表の事件数それから事業者数についてはここに記載しているとおりでございます。

それから第4、9ページでございますけれども、審判につきましては先ほど申しましたように平成20年度中に103件が係属をしており、うち81件が課徴金納付命令にかかるものということで、近年着実に減少はしてきているということでございます。

以上簡単でございますけれども説明を終わらせていただきます。

根岸会長 はい。ありがとうございます。それではただいまの御説明につきまして御意見なり御質問がございましたらどうぞ御自由をお願いいたします。どうぞ。

森本会員 独占禁止法事件一般に言えることですが、とりわけ談合についてお教えいただきたいと思っております。先ほどの御説明でも最近では取り上げる件数が少なくなったとおっしゃいましたけれども、この十数年、公正取引委員会が積極的に談合事件に対処されて世間一般に違法性の認識が明らかになり、とりわけ平成17年度以降いろいろと産業界でもこれに対する認識が強まったと思っております。そして独占禁止法だけではありませんけれども、会社法や金融商品取引法で内部統制システムが確立しつつありますし、課徴金を命ぜられると代表訴訟、とりわけ社長クラスについても内部統制との関連で監視義務違反が問われるということで企業においても緊張感が高まっていると思っております。ただこの表を見ると必ずしも喜んでばかりもいられないということで、平成17年以降の全般的な傾向とそれから公正取引委員会としては摘発も大事ですけれども、それよりも違法性の認識を高めて防止をする施策あるいは企業との連携ということが重要だと思っておりますので、1年前にもお話を伺った記憶があるのですが、談合を中心にこういう違法行為を防止するためどのような御尽力をなさっているのか少しお教えいただけたらということと、そういう御努力の関係でこの数年事件数がどういう傾向かというのをもう一回御説明いただけたらと思っております。よろしくをお願いいたします。

根岸会長 よろしいでしょうか、ではお願いいたします。

南部管理企画課長 事件の傾向としましては、先ほど申し上げましたとおり、この表では平成16年度までしか記載しておりませんが、それ以前の平成15年度、平成14年度、平成13年度においては実は法的措置の件数はもっと多くなっていて、平成15年度に25件、平成14年度に37件、平成13年度に38件という法的措置を講じております。その大きな部分を占めているのが談合事件でありまして、地

方の談合，これは建設談合だけではなくて病院寝具の事件であるとか車検用の機械の事件であるとかそれから岩見沢の談合事件であるとか信号機の事件であるとか，入札談合事件，特に地方レベルのものが多かったということで，その傾向は平成 17 年，平成 18 年くらいまでありました。平成 19 年度は先ほど申し上げた防衛施設庁あるいは名古屋の地下鉄の事件，緑資源の事件といったように談合事件が多かったということで，平成 20 年度は先ほど申しましたように 2 件ということで減ってはいますけれども，突如減ったということではないのだらうと思われま。ただ，傾向的に減っている印象はあるのかなと思われま。

公正取引委員会としてはこういった厳正な措置，課徴金の適用率の引上げを行っておりますし，あるいはその他の損害賠償請求あるいは発注者による指名停止等々に対するその認定における違反事実の情報提供という形での協力をしているということ，それから未然防止の関係では発注者に対しての種々の情報提供あるいは研修の実施ということも行ってきているということ。それから公正取引委員会だけでなく政府全体，特にこれは建設土木分野が中心だと思われまけれども，入札制度改革に取り組んでいます。価格だけではなくて総合評価という形で，質なども加味した形での入札が特に国や都道府県では相当程度進んでいるということで，それから当然摘発された場合のサンクションが発注者側においても非常に高くなっているということがあって，相対的に談合に対する監視の目が強くなって予防措置に対する関心が御指摘のとおり高くなっているということであるかなと思われま。

根岸会長 よろしいですか。ほかにどうぞお願いいたします。どうぞ。

児玉会員 不当廉売についてお伺いしたいのですけれども，最近プライベートブランドの商品というのがいっぱい出てきています。例えば同じ電池でも，電気屋さんで売っている電池と 100 円ショップで売っている電池の中身は同じだというわけですね。そういったプライベートブランドで出てきているものとほかのナショナルブランドで出てきているものの価格の差というのは不当廉売の中でどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。同じものが例えばボトルの中に入っていて，片方はプライベートブランドで片方がナショナルブランドで売られており，そのときにプライベートブランドがすごく安く売られている場合，これは別のもだから不当廉売にあたるのかあたらないのかというのをどのように判断をされているのでしょうか。

根岸会長 よろしいですか。

南部管理企画課長 プライベートブランドのものとナショナルブランドのもの，これは当然ブランドが違うし市場も違うという見方がありますから全く同じものということとはできないので，それぞれ基本的には別に考えております。

もちろんプライベートブランドについて不当廉売という話になると，まず仕入

価格等々を見るわけで、当然仕入価格が安ければ販売価格も安くなってきますから、ナショナルブランドに比べて相当程度安い値段で売られているからといって仕入価格を割って売られているわけではなければ、不当廉売の入口のところで問題にならないということがあります。

今、電池の例を出していただきましたけれども、ガソリンなどの場合無印のものとそれからナショナルブランド、つまり元売のブランドのものがある、無印のものは安く仕入れているということがあった場合には、あくまでも安く仕入れたということになります。ただ、ガソリンの場合には電池と違って機能としては同じというふうに見る場合もありますけれども、そこは商品ごとに違ってくるかもしれません。けれども、仕入価格の違いに基づいて販売価格が高い安いということを見るという点については同じだというふうに思います。

根岸会長 よろしいですか。ほかにいかがでしょうか。はいどうぞ。

内田会員 執行については社会的にインパクトの大きい案件を適切に執行していくということで、公正取引委員会の活動について存在意義を高めるという意味でも実務家として非常に評価しているところですが、企業にとってコンプライアンスを充実するという観点からも適切なメッセージを送っているのではないかと思います。

ただ、案件を処理していく中で、執行に対する信頼という意味で、どちらかというようお願いなのですが、独占禁止法の解釈とか適用におけるデュープロセスについても是非配慮いただいて、執行に対する信頼を高めるという努力を継続していただきたいと思っております。

根岸会長 ありがとうございます。今のは御要望ということで承ります。では、ほかにいかがでしょうか。

榎野会員 これは感想なのですけれども、統計を見ていると談合事件が随分減ってきました、去年は件数でいうとわずか2件ということは非常に結構なことだと思います。やはり、これは3年前の独占禁止法が改正されて大幅に課徴金を引き上げたり、いわゆるリニエンシーが導入されたり、あの改正が非常に効果が大きかったのかなと思います。さらに今回また法律が改正されて、その流れの中でいろいろ課徴金の適用対象が広がり、談合についてもいろいろ厳しめの要件が入っていますので、傾向としては非常にいいことだと思っています。

ただ、談合の抑制のメカニズムから外れている組織というか、いわゆる官製談合というのでしょうか、大きくいえば国から地方自治体まで、なぜか民間企業はだんだん談合から撤退しつつあるのでしょうかけれども、公的機関は依然として過去の情性でやっているのではないかと、そういう傾向がみられています。

これは新聞報道でしか知りませんが、国土交通省の官製談合を巡る事件を公取委がやっているという報道があります。これもいずれ表面化、事件化するのでしょうかけれども、そういう官製談合に対する抑止の方向、官製談合防止法というの

があってこれも強化されているのですが、それでなぜ効かないのかなという感じがしますので、そういう方向をもっと強めていっていただいて、官製談合に対する抑止の方法をこの場でも公正取引委員会の今後の最優先課題として考えていて欲しいというのが私の意見です。

根岸会長 ありがとうございます。ただいまのは御意見ということで承ります。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

石井会員 この間、新聞でしたか、ソニーが取引先企業数を1万社ぐらいから5千社に絞って、その枠の中に入った企業は大変喜んだ、しかし、2週間ぐらい経ったら取引先企業は値段を2割ぐらい下げしてほしいと求められたというような記事が載っていたのですが、そういうコストダウンというのは大企業ならどこでもやっていて、必死に国際競争力をつけるということの大義名分で、会社の経営も大変厳しいということで、そういう行為が行われるのはある意味当然だとは思いますが、その辺と優越的地位の濫用にはっきりした線引きというのはできるものなのかどうか、ちょっとお伺いしたいのですけれども。

山本審査局長 取引先等の数を減らして1社当たりの取引の量を増やして、その代わりそれなりのスケールメリットを生かした価格にしてほしいということは随分今行われているところで、一般的にそれ自体がいけないということはないと思います。ただ、今ソニーのお話がありましたけれども、取引先というのはいわゆる下請のようなところも含めてだと思いますので、それは独占禁止法の優越的地位の濫用と下請法の規定に則して、あとは個別のケースごとに問題があるかどうかを検討していくということになるかと思います。

根岸会長 よろしいですか。

申告件数が非常に多いということなのですけれども、公正取引委員会が取り上げるのではなくて、例えば損害賠償の事件とか差止請求の事件とかというのは近年どういう傾向なののでしょうか、増えているというふうにいえるのでしょうか。公正取引委員会にももちろん申告は増えているが、自分で訴訟をやるというのはいかがなのでしょう。差止めはたしか公取に通知するのですよね。わかる範囲でお願いします。

南審決訟務室長 審決訟務室長の南と申します。ちょっと手元にデータを持ってきていませんので数字的なことは申し上げられないのですが、公取委の申告との関係でいわゆる民事的救済の関係が増えているとか減っているとか、そういうトレンドみたいなものはちょっとイメージとしてないのではないかと、そこは各原告さんが公取委に申告して対処したいのか、それとも訴訟に訴えて自ら救済を求めていくのか、それは各自の判断かなというのが率直な感想でございます。

根岸会長 そうすると申し上げようもございませんけれども、公正取引委員会の公的な執行を補完するという意味で私的な執行ということがある意味で期待されていると

ころです。例えば、差止請求などにつきましてはなかなか勝った者がいないという状況であって、要件が厳しいのかあるいはほかに理由があるのかは分かりません。今回の改正では文書提出命令などもありまして、そのようなところで多少バックアップしたということもあるというふうに考えましたので、そういう公的執行と私的執行というのがどのような傾向にあるかということをお聞きしたのです。勝手な質問でありまして失礼いたしました。

南審決訟務室長 すみません。入札談合の話が先ほど出ておりましたけれども、発注者の方の独占禁止法の違反の審決を前提とした 25 条訴訟であるとか、あるいは 25 条訴訟でなくても我々が調査中に民法 709 条などに基づいて訴訟するというのは今活発になっております。25 条ですと求意見ということで公取の方に意見が求められておまして、少なくとも発注者の方の対応というのは活発になっています。違反行為の抑止、我々の執行と発注者ではございますが私訴による抑止との相乗効果が図られているのではないかということとは言えるかと思えます。

根岸会長 はい。ありがとうございます。それでは次のテーマにいきたいと思います。

次は景品表示法違反事件の処理状況等ということでございます。引き続きまして笠原取引部消費者取引課長から御説明をお願いいたします。よろしくお願いたします。

笠原消費者取引課長 消費者取引課長の笠原でございます。よろしくお願いいたします。座って説明させていただきます。

御手元に独禁懇 183 - 2 と右上にある資料をお配りいたしております。まず全体の景品表示法違反事件の処理状況でございますけれども、平成 19 年度に排除命令が 56 件、これは表示については過去最高の水準でありましたけれども、平成 20 年度も 52 件の排除命令ということで引き続き高水準の処理が続いているという状況でございます。

内容につきましては 2 枚おめくりいただいて、本文の 2 ページのところにもどのような事件について排除命令あるいは警告を行ったかというものをあげてございます。昨秋に紹介をした後のところを主として紹介いたしますと、真ん中辺りの下のところの、レモン果汁 100% 使用商品の原材料について、ポストハーベストの薬品が安全基準上は全くの問題のない微量のものでありましたが含まれていました。そういうポストハーベストは一切使っていないという表示をしていたこととの関係で不当表示とされたケースでございます。

それからコーヒーの原材料、これは「炭焼焙煎」とっていたものですがけれども実際にはガスで焙煎していました。

飲食店で提供する料理の原材料、これは牛肉の種類についてのものがございます。それから、革製品につきましては、銀座の老舗がごく限られたお客にしか作っていない特別のものを提供しているという表示をしていましたけれども、実際

にはそういう業者が提供しているものではなかったということと原産国についての不当表示ということです。

それから食器類です。これは木製品、漆塗ということで表示をしていたけれども、実際にはプラスチック製品であり、塗るものについてもプラスチック樹脂が使われていたというものでございます。

それから口臭、体臭等の効果を標榜する商品です。これにつきましては景品表示法第4条2項が適用されているとありますように、この効果の根拠について合理的な説明をする資料が提出されなかった、提出された資料に合理的な根拠を示すものではなかったというものでございます。それから、住宅ローンの取り次ぎについては手数料がかからないとっていて、実際にはそれを徴収していたというものです。それから、ワイシャツについては形態安定加工としていながら実際にはそういう加工がなされていないということ。また、携帯電話の電波の受信状態の向上、あるいはいびき軽減についてそれぞれ同様にその根拠となる資料が出されていないというものでございます。

さらに、今年度になってからは、資料の最後の方、37ページ、38ページのところに事案をつけておりますけれども、4月に非常に大きく報道されました日立アプライアンスの冷蔵庫の断熱材の製造過程における二酸化炭素の排出量が約48%削減というふうに書かれておりますけれども、その削減の根拠となったりサイクルプラスチックによる断熱材というものがほとんど使用されていなかったという案件がございます。

それからこの資料には間に合っておりませんが、5月下旬にはテレビ通販でタッパーウェアの抗菌の機能の表示について、実際には抗菌効果がなかったというもの、あるいは6月の上旬にはスペインのブランドの衣料品につきまして、実際の実原産国を記載していた表示物を取り去ることによって、残された表示を見るとスペイン製のように見えるということで、実際には中国、インド等であったわけございまして原産国の不当表示であるとされたもの、それから、昨日でございますけれども、カニについてそのカニの種類のもので不当表示であるとされた案件で排除命令が出されております。

そういう中で全体的にみますと、昨年度は4月にまずコピー用紙の環境関係の表示の事件があって、今年も4月に冷蔵庫の環境表示の関係の大きな事件があったということでございます。それから、やはり食品に関する案件がかなりあるということです。それと昨年度の前半でありましたけれども、IP電話でありますとかオール電化住宅でありますとか、規制緩和が進んでいく中で取引条件についての不当表示の問題というのがあったということでございます。

それから違反行為者という観点から見ますと、百貨店でありますとか、非常に高い評価を得ているレストランでありますとか、消費者がこういうところは大変

夫だろうと思っているところについての不当表示の案件というのがかなりあるということ、全体を通じて不当表示の発生した原因というのが部門間での情報の共有というのがきちんとなされていないとか、取引先との関係での原材料等のチェックがなされていないといったようなチェック体制の不備、体制自体あるいはルール自体はあっても中身がきちんと機能していないというようなことが随分あるという状況がございました。

それから1枚めくっていただいて、審判につきましては先ほどちょっとお話を申しあげました口臭、体臭等を消す効果を標榜する商品の関係と、それから携帯電話の電波の受信状態に関して今年度になってから審判開始通知がなされています。

それから4ページにある都道府県の処理状況でございますけれども、平成20年度につきましては14の府県で21件の指示が行われているということでございます。平成19年度は5ページにありますように28件ということでありますけれども、少し前から比べてみると高水準の処理状況になっているということで、都道府県においても積極的な対応がなされているとみてよいのではないかと思います。内容については食品がかなりのウエートを占めているという状況でございます。

以上が違反事件の処理の関係でございます。それ以外の消費者取引の適正化についての取組につきましては本文6ページ以下に書かれてございます。

団体訴権につきましてはこの4月1日に法律が施行されたということでありまして、まだ当方で把握している限り実際の訴訟等は起こっていないと理解しております。

それから第2の2の公正競争規約につきましては、平成20年度は2件の規約を認定しております。1件目の食用塩につきましては、昨秋に紹介をしております。2件目としまして7ページのところでありますように、鶏卵の表示についての公正競争規約を本年3月に認定いたしまして、6月に運用団体であります公正取引協議会が設立されているという状況でございます。

この鶏卵につきましては、非常に価格が安い中で栄養であるとかあるいは飼育環境、放飼いであるとか平飼いであるといったようなこと等をアピールして差別化をしようということで、ブランド卵というのが非常に増えてきておるわけでございますけれども、卵の種類も多様でありますが表示も非常に多様である中で分かりにくいという声がございまして、平成16年の公正取引委員会の実態調査の結果を踏まえて業界に対して表示の適正化の規約の取組を要望してきたと、それが今般、公正競争規約として結実したということでございます。

内容につきましては、一つは栄養強化卵ということをいうときにどの程度強化されている場合に表示ができるかといったようなこと、あるいは「平飼い」、「放

飼い」等の飼育方法などの用語を用いることについても、それらを使うことのできる規準というものを明確にしたというようなことが大きな点でございます。

このほか家電の小売の表示につきまして、ひところ非常によく見受けられました、販売価格にバツをつけてあと幾らになっているかよくわからないというようなもの等についてを始めとする適正化あるいは設置費用等を明確に記載させるといったようなことを含む内容表示の適正化のための変更等を行ってございます。

次に、表示についての実態調査でありますけれども、これは昨秋説明しておりますので内容については割愛をさせていただきます。平成20年6月に「No.1」表示について、それから見にくい表示について、これはいわゆる打ち消し表示、強調している条件あるいは内容についての制約であるとか限定といったようなことを明確に表示するという点に関しての留意事項を示したものでございます。

それから、8ページにありますペットの取引についての実態調査等の留意事項を示しているというのを平成20年6月にそれぞれ公表をいたしております。

次に、電子商取引の適正化に関してでございます。公正取引委員会では一般消費者約80人に「電子商取引調査員」ということで委嘱をいたしまして、インターネットの広告を見て問題があると思われるようなものについて報告をしていただくということをしております。これを踏まえまして昨年度は62サイトの管理者に対して啓発メールを送り、またその後のフォローアップをいたしましたところ大体改善がなされているという状況でございます。

それから、インターネットの表示につきましては、OECDを中心とした国際的な消費者保護機関から成るICPENにおきまして、毎年9月にInternational Internet Sweep Days というものを行って、特定のテーマを決めてインターネット表示を点検し、それについて問題のあるものについて啓発メールを送るという取組をしております。公正取引委員会では今回は「体験談・アンケート調査」というのをテーマにいたしまして、31サイト26事業者について啓発メールを送っておるところでございます。

それから、消費者モニター、消費者取引適正化推進員につきましては、仕組みの概況とそれから引き続き各地で頻りに研修を行っているということを書いてございます。

それから、普及啓発活動の関係でありますけれども、いろいろな事業者団体、あるいは地方公共団体等、多様なところで講習を行っております。10ページの第2の6(2)のところでございますけれども、昨年度におきましては今までそこまで手が回っていなかった市町村に対して講師派遣の希望の有無の照会をかけて、市あるいは町で主催するような消費者向けのセミナーに講師派遣をするといったような形でよりきめの細かい派遣を行っております。実績としては、昨年度は一般消費者向けのものとして11か所で約300名が参加をしたということでございます。

す。また、各地の消費者団体との意見交換につきましても鋭意行っているということでございます。

関係行政機関との連携強化につきましては、ここに記載してあるとおり、食品表示あるいは悪徳商法の問題等について情報交換に務めているということでございます。諸外国それから相談業務につきましては記載のとおりでありますので割愛をさせていただきます。例年どおり取り組んでおるということでございます。

最後に、12ページ、消費者庁への移管の関係でございますけれども、資料は5月20日現在ということで衆議院の修正可決というところまで書いてありますが、御存じかと思いますが5月29日に参議院で可決成立し6月5日に公布ということでございます。実際の施行時期は今後政令で定めるということになっておりますけれども、総理からは9月というような発言も出ているというような状況でございます。私からの説明は以上でございます。

根岸会長 はい。ありがとうございました。それではただいまの御説明につきまして御意見、御質問がありましたらどうぞお願いいたします。はいどうぞ。

高橋会員 質問させていただきます。資料の9ページのところで景品表示法の普及・啓発に関する消費者を対象としたセミナーの開催、次のページにも講師派遣等々が書いてありますが、ちょっと拝見するとかなり小規模でやっていらっしゃるように感じるのですが、もう少し効率的にやることはできないのかという質問と、何か所でどう開催したというのがあるのですが、アウトプットだけではなくて、それによって公取の景品表示に対するいろいろな活動にどういうふうに生かしていくのかというアウトカムについてはどうなのか、そのあたりを御説明いただけたらと思います。

根岸会長 よろしいですか。

笠原消費者取引課長 規模の問題につきましては、市町村のところはこちらから要望がないか照会し、市町村の主催としてセミナー等を行っていますので、やはり主催側の方の集められる会合の規模ということが多分に大きいということでございます。ちなみに公正取引委員会の側で行っているものとして、9ページの(1)にありますセミナーの開催というのがありますけれども、こちらについてもなかなか実際に集まってくる方というのは限られているというのが実情であります。

あとこれは余談ですけれども、なかなか最近は消費者のセミナーということで開催しても、背広を着た企業の側の方がかなりまぎれ込んでおられて、後で質問の時間を設けると自分の広告はこれで大丈夫でしょうかみたいな話がたくさん出てくるというように、なかなか消費者向けのセミナーの実施についてはいろいろ苦労しながらやっているというのが現状でございます。

アウトカムについてでありますけれども、組織的に把握をするというのは難しいところがあって、場合によっては政策評価的な観点で見ていくというようなこ

とも考えなければいけないのかもしれませんが、今こういう形で調べてこういうふうに把握しているというものはございません。

高橋会員 御説明ありがとうございました。やはりせっかく行うのであればもう少し効率的にやっていただけたらなという希望があります。また、東京にいても東京開催のセミナーを残念ながら知らなかったのは、私の不勉強だと思うのですが、告知の仕方の問題もあると思うのです。いろいろなセミナーがありますけれども、消費者団体や消費者向けのメールマガジンとかインターネットでもっと知らせて関心を高めていただきたいというふうに思っています。

根岸会長 はい、ありがとうございました。はいどうぞ。

内田会員 もし差し支えなければ結構なのですが、3ページに不当表示事件の最終的な処分について内訳が載っていますが、処分に排除命令、警告、注意という違いが出ているようなのですが、例えば自主申告をして自主的に是正措置を講じて再発防止をするというようなことがあればそれは考慮されるのか、要するに処分が最終的に排除命令まで至らずに警告、注意で終わっている場合、何かそういうところに線引きのようなものがあるのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

根岸会長 よろしいでしょうか。差し支えない範囲でお願いします。

笠原消費者取引課長 措置のレベルについては、基本的に事案がそもそもクロといえるかどうかということと、それから事案の重大性といったようなこと、消費者の選択あるいは公正な競争への影響ということを考えながら対応していくということでございます。そういう意味で自主申告というのはいわば企業と公取との関係であり、措置を採っていくというのは消費者に対して誤認を排除するということ、それによって競争環境というものをきちんと回復するということでもありますので、直接リンクするということではないものと思います。

ただ、一方で、事業者の側が既に本当に消費者の誤認を排除するための十分な措置を採っているという場合にはそこは考慮はされるということでありまして、例えば先ほどちょっと申し上げたレモン飲料のようなケースについては、一般人の監視も含めて幅広い公示の措置が採られていたという事実を認定し、排除命令の中では公示の命令というのが入っておりません。このあたりはほかの排除命令と見比べていただくと少し差が出ているのがお分かりいただけるかなと思います。

根岸会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

斎藤会員 8ページのところに、中高年の消費者にとって見にくい表示というのがあります。実際見にくくなってきた人間にとっては大変ありがたい取り組みだと思いました。中高年ではなくて老年にとっての問題かもしれませんが、広告の表示でやたらとカタカナやローマ字3文字くらいの言葉を使って、分かったような分からないような雰囲気のある広告が最近大変多くて、お年寄りだと何が何だかわからない

というのが増えてきていると思うのです。それは誤認を生じさせるものであるのではないかと思うのですが、そのあたりについてはどうお考えか教えていただけますか。

根岸会長 もしよろしければお願いします。

笠原消費者取引課長 誤認というのは基本的には消費者の認識をある誤った方向に寄せてしまうものであるということでありますので、そういう意味のわからない表示というのは決して消費者の情報提供という観点からいえば好ましくないわけでありますけれども、法律上杓子定規に言えば、何だか分からないものというのは誤認のしようがなく、むしろ中途半端に何かを示すことによって、それが何かよい品質のものであるとか有利な条件であるというふうに認識されるものと言えるかどうかということの個別の判断をその分かりにくさを見ながらしていくということではないかというふうに考えております。誤認表示として法的措置を採っていくという部分は、そもそももっとわかりやすい丁寧な親切な表示をなささいといういわば消費者利益確保の政策的な部分と 100%一致するといえるわけではなく、もうちょっと適正な情報提供という広い部分があるところもあるかなというふうに思います。

斎藤会員 ありがとうございます。

根岸会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

最後の改正のところ若干気になりますが、これはもし9月1日施行だと9月1日に公取の皆さんはすぐに移管されるということになりますか。

笠原消費者取引課長 法律と組織は9月1日というふうに政令で決まれば当然すぐに移管されるということですので、その日以降公正取引委員会としては景品表示法を動かさなくなりますし、消費者庁がその日から動かすことになります。組織の話は私からは何とも申し上げられませんが。

根岸会長 今までの法律に基づいて運用しているものがずっとあって、それは続くとありますね。9月1日から新しくなったものがまたそこから始まり、そういう過渡期というかそういうものが結構あるとか、それからたしか法律は要件が少し変わっていますよね。本当にそれが変わるのかどうか私には分かりません。つまり、今までは独占禁止法の特例であって公正な競争を確保するということが目的であったのですが、今回の法律ではそれがなくなって、消費者の自主的かつ合理的な選択を確保するというふうになっています。恐らく今までもそういう形で運用されてきたので実際には変わらないように見えますが、何か変わるのかなと考えまして、ちょっと雑談のようなことになってしまい申し訳ありませんが、もし何かお答えいただくことがありましたらお願いします。

笠原消費者取引課長 その要件のところについてはまさに御指摘のとおりでありまして、消費者を優良であり有利である、あるいは、その他のものについて誤認をさせる

ということであればそれは公正な競争を阻害するおそれのあるものであるというふうに考えられる、これはかつての審決でも示されたとおりでありますので、そこは基本的にすき間のないものだというのが今の運用です。

新しい要件の消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するというのは誤認をするという事態であれば当然阻害されるということでありますので、光の当て方が違うのであって、実際に何が悪いかということについては変わらないという形で運用されていくことを想定して法改正がなされているということでございます。

それから、経過措置等の関係でありますけれども、現行法に違反するものについては新法についても違反するものとみなすという経過措置が書かれておりますので、そのあたりも継ぎ目のない運用を行っていけるようにしています。あとルールとの関係あるいは公正競争規約の関係につきましてもそれぞれみなし規定を置くという形で、組織が変わっても継ぎ目のない運用をしていく手当てというのは法律段階でできるだけことはしているということでございます。

根岸会長 ありがとうございます。

それでは次のテーマに移りたいと思います。次のテーマは下請法違反の事件の処理状況等でございます。下請法違反事件の処理状況等につきまして林取引部企業取引課長から御説明をお願いいたします。

林企業取引課長 企業取引課長の林でございます。恐縮ながら座って説明をさせていただきます。

まず、資料でございますがお手元の独禁懇 183 - 3 という資料をご覧くださいと思います。このペーパーの構成でございますが、最初の1枚に概要がございまして、それ以降が本体ということになります。最初の1枚を簡単に説明させていただいた後は本体に移りまして説明させていただければと思います。

最初のケースでございますが、下請法に基づく勧告でございます。これにつきましては15件ということございまして、平成16年の4月の改正下請法施行以降最多ということございまして、下の方に棒グラフが載ってございますが右肩上がりの推移ということになってございます。内訳の方を見ますと、15件のうち14件が減額事件、残る1件が購入強制事件でございます。購入強制事案については初の勧告ということになります。

それから製造委託、修理委託の事件が15件中13件、情報成果物作成委託及び役務提供委託が2件ということでございます。

棒グラフの下に（参考）で書いてございますが、これは中小企業庁長官からの措置請求です。中小企業庁の方には勧告権限がございませんので、措置請求を受けまして私どもとして調査をし、その結果行った勧告につきまして平成20年度は4件ということでございます。

それから、2つ目が下請代金の減額分の返還及び遅延利息の支払状況というこ

とでございますが、第1の2(1)の方でございますが下請事業者2,022名に對しまして総額29億円余りの減額分が返還されたということでございまして、こちらにつきましても平成16年4月の改正下請法以降最多ということでございまして、こちらの整理につきましては資料本体最後の25ページにグラフの方に書いてございます。平成16年度以降多くても10億円ということであったのが、平成20年度につきましては30億円弱ということで大幅に増加をしたということでございます。

それから、第1の2(2)でございますけれども、支払遅延につきましても下請事業者1,456件に對しまして総額2億3481万円の遅延利息が支払われたということでございまして、こちらでも改正下請法施行以降最多ということでございます。

それから、3番目でございますけれども、自発的に行為を申し出た親事業者の取扱いについて、これは昨年の12月17日に公表しておりますが、こちらにつきまして本体資料の中に詳細がございますので後ほど説明をさせていただければと思います。

それでは本体資料の方に入らせていただきまして、1枚めくっていただきまして1ページ目でございます。

まず下請法の概要につきましては、これは御承知だと思いますので説明申し上げますが、まず公正取引委員会として実施しておりますのは、親事業者、下請事業者に対する書面調査でございます。これは下請法取引の性格上、下請事業者が自ら公正取引委員会に申告してくることはなかなか難しかろうということで、公正取引委員会が中小企業庁と連携をいたしまして、親事業者と下請事業者に対して毎年書面調査を実施しております。その規模につきましてはこちらの実施状況第1表にありますとおり、親事業者につきましては34,181社、その親事業者と取引のある下請事業者につきましては約16万社に対して書面調査を実施しているところでございます。

1ページめくっていただきまして2ページ目でございますけれども、このような書面調査の中でいろいろな問題を我々としても把握しているわけでございますが、それ以外に申告というものを把握しながら対処してきております。

第2表がとりまとめ表になっておりますが、平成20年度これは左側から見ていきますと、まず新規着手件数でございますけれども、書面調査において把握したものが3,168件、それから申告については152件、それから中小企業庁長官からの措置請求が4件ということで、下請法違反被疑事件としているのは3,324件でございます。処理件数の方を見ますと不問も一部ございますが、勧告15件それから警告2,949件ということで3,237件を処理したということでございます。表の左側の申告でございますけれども、平成18年度、平成19年度、平成20年度と比較をさせていただきますと、100件、145件、152件ということで増加傾向であると

ということが申し上げられるというふうに思います。

それから、下の第2の2(1)ウのところに書いてございますのは、下請法違反の措置件数ということでございまして、第1図にざっと書いてございます。この2,964件は平成20年度の勧告と警告を足したものでございますが、2,964件の内訳を業種別にみてみますと、最も多いところが道路貨物運送業のところ、それから自動車小売、ディーラーのところ、それからあとは電器機械の関係で措置件数が多いという傾向が出ております。

それから、3ページに移っていただきまして、これは下請法上問題となる行為、これは手続規定と実体規定に分けて我々整理をしておりますけれども、どのような行為が多かったかということについて表をまとめております。こちらにつきましては左側が手続規定、右側が実体規定というふうになっておりますが、手続規定の方で見ますと多いのが書面交付、これは御承知のとおり下請法につきましては発注時に発注内容を記載した書面を下請業者に交付するわけですが、それを交付していないといった事例が相当数あるということでございます。

それから、あとの実体規定の方をみていただきますと、多くございますのは支払遅延ということでございまして、こちらについては866件で全体の63%を占めているということでございます。それから次に多いのは割引困難手形ということでございまして、これは120日を超える長期手形は割引困難なおそれのある手形という整理をしておりますが、そのような交付をしたという案件が220件ということでございます。

あとは見ていただくと第2の2(2)イ(イ)に書いてございますが、買ったときの違反件数が若干増加をしているという傾向にございまして、平成18年度28件、平成19年度39件、平成20年度68件というふうに増加をしております。

それから、下にいきまして実体規定違反を業種別にみたものですけれども、これは別の場所で整理をございまして、恐縮でございますが21ページ及び22ページを御覧いただければと思います。

21ページでございますが、こちらは行為類型ごとの実体規定違反ということで、問題となる行為を上から並べているわけでございまして、まずは顕著な傾向としてみえますのは、割引困難手形、上から二つ目でございますが、このような違反を行っている業種を見るとほとんど製造業の中でしかも機械器具のところが大変多くを占めている状況です。あとは減額のところを見ますと、どうも道路貨物運送業のところでも多く行われています。それから、購入等強制のところで見いただきますと、自動車小売のところ非常に大きな割合を占めているということが特徴として言えるかと思えます。

次の22ページでございますけれども、これは業種で並べかえてみたものでございまして、そもそも実体規定違反は支払遅延が多いものですから、支払遅延の比

率が高いというのはグラフに出るわけでございますけれども、例えば先ほど申し上げました一般機械器具あるいは電気機械器具では割引困難手形の交付というような違反が多いです。それから真ん中あたりにサービス業、情報サービス、専門サービス業がございますが、こちらにつきましては割引困難手形の交付や購入等強制はほとんどなくて、支払遅延が違反のおおむねを占めているというような特徴があるかと思えます。

戻っていただきまして4ページと5ページを御覧いただければと思います。今の説明ともやや重複するところがございますが、第2の2(3)と(4)にそれぞれ製造委託と役務委託の処理状況ということで並べて書いてございます。製造委託のところは第3図というところで書いてございますが、先ほど申し上げましたとおり支払遅延がおおむねを占めておりますが、全体の中で占める比率が若干増加傾向にあるというところ、それから買ったときにつきましても先ほど若干説明を申し上げましたが比率として増加をしているというところがあるかと思えます。それから、あと役務委託につきましては、これは5ページの第4図の表でございますが、支払遅延がほとんどを占めているということで、それ以外の5類型については比較的少ないというところかと思えます。それから(5)でございますが、これはもう勧告15件につきましては別紙の方につけておりますので時間があるときにご覧いただければと思います。(6)につきましては冒頭説明をしましたので省略をさせていただきます。

6ページの第2の2(7)について簡単に説明いたします。これは違反行為を自発的に申し出た親事業者についてでございます。このような対応を行ったのはそもそも、自ら違反をしているということを申し出てきた事業者があったという事案があったということでございまして、そのような自発的な措置、自発的に今改善を行うことによってむしろ下請事業者が利益の早期回復ができるのではないかという考え方で、幾つか一定の要件を満たすものについては勧告するまでの必要はないということで、そのような要件を整理して昨年12月17日に公表したということでございます。その要件はアからオまでございますが、まずは公正取引委員会が調査に着手する前に当該違反行為を自発的に申し出る、それから違反行為を既に取りやめている、事業者が下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置を既に講じている、今後行わないための再発防止策をしっかりと講じることとしている、公正取引委員会が行う調査指導には全面的に協力している、このような場合については勧告までの必要はないということで整理をしております。平成20年度につきましてはこのような取扱いを行った事案は2件ということでございます。

引き続きまして第2の3の「下請事業者支援特別対策」でございますけれども、これは昨年10月に若干説明をさせていただきましたが、これは昨年非常に厳しい

経済情勢の中で8月に政府として総合経済対策が出た後でございますが、そのような中、公正取引委員会としても特別な対策を実施するという事で10月1日に公表させていただいたものでございます。昨秋はこのようなことを行う予定であるということで説明申し上げましたけれども、半年強過ぎましたのでこのような内容で実施をしたということで説明をさせていただければと思います。

1つ目が特別実地検査ということでございまして、これは親事業者に対しては書面調査をしているわけでございますが、回答がない方もいらっしゃるということで、そういう回答がない方、複数回理由なく書面調査に回答いただいていない親事業者に対して必要な調査を実施したということで、対策といたしましては親事業者13社の事業者を訪問しております。回答なりを求めるということで違反被疑事実の有無をチェックいたしました。

それから、2つ目が「草の根下請懇談会」ということでございまして、後ほど御説明しますが、これまで下請法の周知ということは基本的に親事業者に対して法違反の未然防止という観点から行っておりましたが、今般は下請事業者の方に公正取引委員会の方から出向いていってということで、各県1か所程度開催をいたしまして、トータルで見ますと3月までに48か所で開催をいたしております。開催に当たっては試行錯誤ありましたが、最終的な落ち着きとしては法律の説明だけではなくて意見交換、あるいは終わった後に個別に相談に乗るというスタイルでおおむね実施をしているところでございます。

それから「下請保護情報ネットワーク」ということでございまして、これは公正取引委員会、中小企業庁以外にも下請法違反を把握できる機関がある、具体的には厚生労働省の労働基準監督署との連携ということでございまして、昨年12月2日から厚生労働省、公正取引委員会及び経済産業省の間で運用を開始したということでございます。

そのような運用の開始に伴いまして、これは7ページの頭の方でございますけれども、厚生労働省の方にも下請法を理解していただく必要がある、あるいは、事業者から相談があった場合に必要な対応をしていただくということでパンフレットを配布する、あるいは、労働基準監督機関の職員に対する説明会なりを開催しているところでございます。

それから、めりはりのついた調査ということで、重点的な業種調査ということで5業種に対して特別な調査を実施しております。対象は道路貨物運送業、自動車小売業、一般機械器具製造業ということで、先ほどちょっと説明をした中で措置件数が多い業種についての調査それから先の経済情勢の中で特に落ち込みが激しいところとして電気機械、輸送機械を対象とした調査を実施しております。この結果1件の勧告と465件の警告を行ったということでございます。

それから、トップマネジメント・ヒアリングということで、これは警告を繰り返

返し受けるような事業者があるわけでございまして、そのような場合にはなかなか警告が事業者全体に十分行き渡っていないだろうということで、トップにしっかり問題意識を持っていただいて、再発防止を約束していただくという観点から4社の代表者・役員に公正取引委員会にお越しいただきまして、どのような取組をされているかあるいは再発防止としてどんなことを考えているかというあたりについてお聞きをした上で必要な指示を申し上げたということでございます。

それから、4番目が勧告事案にかかるフォローアップ調査ということで、勧告もやりっぱなしということではなくて、勧告後一定の期間を置いてどのような改善が図られているかということを確認しております。平成17年度の勧告案件と平成18年度の勧告案件についてフォローアップ調査をしております。

それから、親事業者に対してヒアリングを実施しているところでございますが、いろいろな工夫をしているということでございまして、相互チェックを働かせるような仕組みでありますとか、あるいは下請法の理解ということで社内研修会及び外部講習会への参加といった話、それから1ページめくっていただきまして8ページの上の方でございますが、法務部門、法務課というのを新しく作ったりとか、内部監査の仕組みを作ったり、コンプライアンスという幅広い取組からの観点と思いますが、このような取組を行っているものがみられたということでございます。

それから、併せて下請事業者の側にもアンケート調査を実施してございまして回答をいただいておりますが、その中でみてもおおむね改善をしているという回答でございました。スタートより悪化しているという回答はなかったという状況でございます。

それから、第3の違反行為の未然防止でございます。これは下請法に限らないわけでございますが、違反に対する対処をしっかりやることも重要であるわけでございまして、法律をしっかり周知をしてそもそも違反が起らないように未然防止するということも重要であるという観点から、下請法の普及啓発につきまして従来から様々な取組を行っております。11月には、「下請取引適正化推進月間」を設けておりますので、その時期にある程度集中的に実施をするということで、下請法に関する講習会を47都道府県58会場において開催をしております。

それから、若干下の方にまいりますが、そのような全事業者向け全業種向け以外に業種を絞ったところ、コンテンツ取引のところ、やや特殊でございまして、コンテンツ取引に絞った下請法講習会も3か所、特にそのような事業者が集中していると見込まれる3か所で開催をしているというところでございます。

2つ目が下請法遵守の要請ということでございまして、これは通常年末に年末資金繰り対策として公正取引委員会委員長及び経済産業大臣連名で文章を出しておりますが、平成20年度につきましては、年末の要請に加えて、これは事業者団

体に対してだけでございますが、下請法遵守について改めて要請をしたところでございます。

第3の3は下請取引改善協力委員ということで、我々はいろいろなアンテナを張るということで中小企業者あるいは中小企業振興公社等の方から産業の実情についてお話を聞いておりまして、6月についても現在実施をしているところでございます。

それから、第4でございますが、先ほどの説明と若干重複いたしますが、物流特殊指定の関係を一言説明させていただければと思います。物流特殊指定は平成16年に改正下請法の施行に合わせて指定されているわけでございますが、昨年につきましては御承知のとおり原燃料価格が大幅に増加する中で、なかなか物流事業者が価格転嫁するのが難しいという中で、私どもとして物流調査のタスクフォースあるいは特別な書面調査を実施するという対応を採ってきたところでございます。

そのような調査を受けまして、先ほど審査局から説明がありましたとおり、荷主2社に対して警告、これは物流特殊指定の初適用でございます。それ以外にも取引部として違反につながるおそれがある行為を行っていた荷主25社に対して注意を喚起したというところでございます。

それから、恐縮でございますが10ページの大規模告示についてでございますが、こちらにつきましては求めに応じまして様々な説明会に講師を派遣しております。

それから、最後の項目でございますが、電子記録債権の関係でございます。御承知のところかと思いますが、電子記録債権法が昨年の12月1日に施行されておりまして、電子債権記録機関の指定を近々金融庁が行うことになっておりまして、このような状況のもと下請代金の支払手段として電子記録債権が用いられる可能性があるということでございますので、下請法上の取扱いを明確化するということが親事業者、下請事業者にとって必要であろうということで、公正取引委員会規則第5条の改正、記載事項の追加と、それから通知通達というところの手当てを準備しております。こちらにつきましては、4月1日にパブリックコメントをさせていただき、現在取りまとめ作業を実施しておりまして、遠からず官報公告掲載あるいは通知通達の発出ができることとなるというふうに考えております。駆け足で恐縮でございますが以上でございます。

根岸会長 はい、ありがとうございます。それではただいまの御説明につきまして御質問、御意見ございましたらお願いします。

舟田会員 2つあるのですが、1つは冒頭の購入強制は初の勧告だということで、どういう事件かなと思って、15ページをみると、運輸業者がラーメンを買えという事案となっておりますが、これはどういうことですか。

また、購入強制では自動車小売業が一番多いという御説明があったと思うので

すけれども、私のうる覚えでは、購入強制の例として、公取のガイドラインか何かでは、取引をするならインターネットプロバイダはどこにしるとか、そういう取引と若干関連するサービスをやれというのがあったような気がしたのですけれども、その辺の実態はどうなっているのでしょうか。

林企業取引課長 これは一般事例を決して考えているわけではありません。九州産交の件はなかなか本業のバスなり貨物輸送なりがもうからないということでありまして、しからばということで例えばラーメン等売って利益を出すということにしてはどうかという事案でございます。このようなことをやっているところが広くあるかということについては、私自身そうは思っていないです。

舟田会員 これは特殊な事例ですか。

林企業取引課長 そこはいろいろな御意見があろうかと思いますが、やや特殊な事案かなと思います。自動車小売業については、警告案件などをみてみますと、17ページの6の購入・利用強制のところにありますように、自社が販売する自動車の購入の要請をしていたというような事案もあるということでございます。

根岸会長 ありがとうございます。

舟田会員 6ページに親事業者が自主的に申告したという事案が2件あるのですけれども、ちょっと私は制度の理解がよくできていないのでこれも質問なのですけれども、親事業者はなぜ申告する気になるのかを実態も含めて教えていただければと思います。

根岸会長 お願いします。

中島取引部長 制度とおっしゃいましたけれども、先ほど説明しましたように私どもの知らない案件について私どもが調査する前に自発的に親事業者から違反をしたという申出であり、そこに幾つか書いてありますとおり、減額事案で減額した分は下請事業者に戻し、再発防止も周知も全部行っているということについて親事業者から私どもに申告がありました。経緯はあまり詳しくは申しませんが、これはある意味で下請法理解の普及等の成果ということで、下請事件についての新聞報道を見た、非常に下請法遵守に理解のある幹部が「うちは大丈夫か」ということで点検をしたところ、同じような違反行為を行っていたということで、すぐに下請事業者に対して減額分を返還するとともに、先ほど申し上げたようにもるもるの必要な措置を採って私たちのところに自分で申告してきたという事例でございました。

この事例について、下請法は下請事業者の迅速な利益の保護という観点から勧告という行政処分ではない手段を講じているところ、勧告するまでのことはいだらうというふうに具体的な事例に基づいて判断したのが2つあったということでございます。自発的に申告したら何でもかんでも勧告しないということでは全然ないわけです。我々としてはこの事例を紹介することによって、こういう場

合には委員会において勧告するまでもないものと判断した、したがって、同じような事案が出てくれば、最終的にはもちろん個別の判断でございますけれども、当然同じように処理するだろうということを申し上げたわけです。そうすることによって親事業者が自分の部内を点検して、これは悪かったというものがあればすぐ下請事業者の利益を回復して、我々に申告するということは望ましいということは考えております。制度というよりは、こういう個別事案の処理をしたということ公表することによって、親事業者の下請法遵守に対するさらなる士気を醸成していただきたいというつもりでこの措置を新聞公表させていただいた次第です。

根岸会長 ありがとうございます。

舟田会員 制度ではなくてこういう処理方針にしたということですね。いまいまいちわからないですけども、カルテルのリニエンシーだったら、申告したことによって利益があるからやる気になるのですね。これは危ないと思って申告するというのは、私は意地が悪いものですから、今の御説明のように自分で点検して自発的に持ってくる、そういうものなのでしょうか。

中島取引部長 最大の実益は勧告しない、したがって公表しないということです。私どもがこの2つの事案についてどこの企業であるということは公表しないので、実際に企業にとってみればコンプライアンスを醸成すると、その見返りとして社名は公表されない。公表を恐れないような親企業は別にこの措置がどうこうするわけではないと思いますけれども。

舟田会員 しつこいですけれども、つまりちくられるのが怖いので、先に先手を打っておこうというのではないのですか。

中島取引部長 親事業者からの調査票、それから下請事業者からの調査票で既に情報を入手して調査に着手しようとしている場合は、先ほど申し上げましたようにこのような措置にはならないケースが多いと思いますが、そういう場合であっても私どもが全然調査に着手していないというときに、動機はどうであれ、下請事業者の利益回復、周知徹底、再発防止をきちんとしていただければ、それはそこで総合的にその事案を考えるということです。言葉の問題で恐縮でございますけれども、制度や方針というものよりは、事案ごとに考えるのですけれども、こういう事案自体こういうふうな処理をしたということでありまして、申告の理由が実態としてコンプライアンスが向上したのか、ちくられるのが嫌だからかはわかりませんが、とにかく下請法の精神にのっとって下請事業者の利益が迅速に保護され、将来についてもそのようなことが繰り返されないことが一番大事だと思っております。

根岸会長 はいどうぞ。

レイク会員 今の件で大変厳しく御質問をなされたのですが、私は経営者の視点とまたコ

ンプライアンスの責任者の視点で実務経験を考えますと、内部統制システムを作  
ってそういう中でしっかりコンプライアンスをやっていこうという経営方針があ  
って、そのシステムが機能し始めると必ず問題が出てくる、そうするとそれをち  
ゃんとどんどん処理していこうというふうに経営の視点としてなっていくのだと  
思いますので、そのときの考えというのは決してちくられたらという話だけでは  
ないというふうに思うのです。ですから、私はコンプライアンスに一生懸命取り  
組んでいる経営とそうでない経営が事実上ある中で、こういう事案の処理の仕方  
を公正取引委員会がするという事はコンプライアンス推進に大きく貢献するこ  
とだと思うので、歓迎されるべきだと思いますし、どんどん出てきなさいという  
意味で余りいたぶらないで処理していくのがよろしいのではないかと私は思いま  
す。これは下請法だけではなくて、コンプライアンスすべてについて言えること  
なのではないかと思えます。

根岸会長 はい、ありがとうございました。

佐々木会員 私も実は同じように考えて聞いていたのですけれども、企業の名前が公表さ  
れないということですから、逆に私が興味を持ったのは、そこがどういう社  
外役員がいる会社なのかとか、そういうことが公表されると本当はいいなと思  
いました。

一般的には、私がもし新聞を読んでいてそういう事例が仮にあったということが  
報告されたときに、ただ事件があったというよりも、社外役員が半分以上いる  
ような会社だったのかとかいう点について興味があります。

今の御指摘のとおり、いろいろな企業がガバナンスを良くしようとしています  
から、よりよい事例であれば個別の名前は分からなくて結構ですが、特徴が公表  
されると、より企業社会がよくなっていくのではないかなと思います。

根岸会長 ありがとうございました。貴重なお話だったと思います。よろしいですか、は  
いどうぞ。

翁会員 ちょっと別のことですが、先ほどいろいろ業種別に御説明いただいたり、それか  
ら重点的な業種調査をした、そして勧告は1つだったというようなお話をいた  
だいたのですけれども、平成20年度は本当に未曾有の景気後退で非常に輸出企業を  
中心に業績が悪かったわけなのですけれども、そこと今回の違反との関係とい  
うのはどういうふうに整理されているのかということと、それからこういった調  
査を重点的になさったということはかなりウォーニングとして意味を持ったと思  
われているのかどうなのか、その辺を教えてください。

根岸会長 はい、お願いいたします。

林企業取引課長 まず、景気の悪化により実際の違反行為が増加したかどうかというのは、  
ちょっと時点の問題とか捕捉の問題があるのでなかなか具体的に関連づけるとい  
うことは、法執行の方からはなかなか出来ないのですが、先ほど申し上げたよう

な協力委員会議とかそういう場では、秋以降受注が大幅に減ったとかそういう情報を我々は入手しております。

したがいまして、先ほど申し上げたように、対策ということで我々実施をさせていただいております、法執行に加えて補完的なところをいろいろ手当てしたということがございます。さっき申し上げたような、例えば書面調査の回答をしていないような事業者は、何回も回答しなければその後調査が別途いくぞというところ、これはいろいろな機会を通じて説明をしていますので、第3条、第4条の実体規定違反とかそのあたりだけではなくて、全般的な遵守意識というのが若干なりとも高まったのではないかなというふうに、我々としては期待をしているところでございます。

森本会員 今のことと関連して、本文の1ページに「定期的に書面調査を実施する」とあります。去年の例ですと例えば5月、6月に調査をされたとありますが、11月、12月さらには1月、2月にやるのでは、だいぶ結果も違うと思うので、いつ頃どういう形で定期的になさっているのかということと、100年に一度かどうかはともかく、去年のような事態においては、例えば6月にされたとしたら、サンプリングでもいいですけれども、秋にもう一度するかそういう形の方策は採られたのか、あるいはそういう細かなことはむしろ中小企業庁にお願いをすべきなのか、その辺のことを少しお教えいただければと思います。

根岸会長 ではよろしく申し上げます。

中島取引部長 事実としては定期調査、書面調査は昨年は1回でした。9月、10月以降の経済情勢がおかしくなってから定期的な書面調査というのは、昨年度はしておりません。どういうふうに経済情勢の悪化に対応していくかということにつきましては、今説明申し上げたように、特に家電と自動車の産業等を入れての、重点調査があります。書面調査は6月以降でございますけれども、あまり細かく言うのも恐縮でございますが、別に下請事業者からいろいろな反応があった企業に行くときに調べる違反行為は別にその行為に限らないわけで、あくまでも下請事業者に対する書面調査がきっかけでございます。ここで重点業種として選んだのは10月以降でございますので、申告はまた随時出てきます。申告でありますとか、それから下請事業者調査票、これはそれより前に回収したのものもあるわけでございますけれども、16万ぐらいの返事があるわけですから、それに基づいてどこに行くのかというのを選ぶときにこの業種に重点的に、全部このリソースを投入したわけではありませんが、投入をしていっているということでございます。

資料にお示ししたこの件数も去年の10月から今年の3月までにこういう結果となったということでありまして、引き続きこれらの業種については重点的に調査をしているところでございますし、先ほど出ました時間的なラグという点につきましても、10月からこれは始めておりますが、事実問題として勧告等の措置を

するには数か月かかるというのが実態でございます。警告の方は割とスピーディーに出ますのである程度件数に上がっていますが、勧告等にはやはり平均的に6か月7か月あるいはもう少しかかるという実態がございますのでそういったラグも頭に入れていただければと思っております。以上です。

根岸会長 はい、ありがとうございました。では、あとお一人ということでお願ひします。

石井会員 すみません。同じような質問で回答をいただいているかと思いますが、いずれにしても支払遅延と割引困難手形というのは急激に平成20年度に増えていますね。この原因は金融機関の貸し渋りが原因だということはほぼ想像できるわけですが、これに対して政府等が緊急経済対策とか公的資金を金融機関の方へ融資をするという形で今一段落をしているというのが実態で、我々中小企業では今ほっとしているところなのですが、秋頃にこういう問題がさらに再燃して倒産が増えてくるのではないかという予測が我々の中におこっているものですから、引き続きこういう監視は是非お願いしたいと思っております。以上です。

根岸会長 ありがとうございます。御要望ということでよろしくお願ひします。

それでは次のテーマに移らせていただきたいと思います。次は主要な企業結合事例ということで経済取引局の垣水企業結合課長からお願いいたします。

垣水企業結合課長 企業結合課長の垣水でございます。よろしくお願ひいたします。座って説明させていただきます。

お手元にある平成20年度の主要な企業結合事例についてということで説明いたしますが、まず一番最後の65ページの参考1というのを見ていただきたいと思います。これは全体像が書いてあるのですが、毎年企業結合の届出・報告というのを当課で受理していて、その統計が書いてあるのですが、平成20年度を見ていただくと1,008件ということで前年度比の約2割以上減になっているということでございます。これは実は全数届出制度から一定規模の企業結合について届出を求めることにした現在の制度に変更されて以降一番少ない数です。

また、これに伴いまして、事前相談が完了した件数というのも例年よりも半減しております。民間のM&Aの調査会社の報告が毎月回覧で回ってきており、そのベースでM&Aがどうなっているかという統計があるのですが、それも昨年は対前年比で1割以上、11%の件数の落ち込みが見られております。また今年の1月から3月期についても14%近くも落ち込んでいるということです。

同じ統計でM&Aが解消された件数、発表してから途中でやめてしまった件数というのは、昨年のリーマンショックが9月半ばぐらいだったと思いますが、それ以降の2008年の第4四半期それから今年の第1四半期の通算6か月をとってみますと、その半年に占める全件数の4%以上を占めているということだそうなんです。これは、この統計によりますと近年大体1%前後なのが4%台になっているということで、リーマンショック以降倍以上の件数のM&Aの解消が行われてい

ることがみえております。この解説によりますと、急激な経済情勢の悪化、業界環境の変化などによりとりやめになったということで、我々の統計と彼らの統計はベースが若干違うのですけれども、常識的にいってもそういうことだろう、サブプライムで統計件数や事前相談件数が落ちているということだと思っております。

そこで、本題に入りますが、目次を見ていただきますと事例1から事例7とございます。昨年お配りしたのをお目通しいただいた方はだいぶ減っているのではないかと思われたかもしれません。大体例年11件・12件紹介をしているのですが、今回7件ということですので、ただ中身的には事例1などかなり密度の濃いものが入っておりますので、別にPRするわけではないのですけれども一個一個の中身は濃いということで総ページ数は余り変わっておりません。余り時間がございませんので、簡単にポイントだけを1から7までさっと説明したいと思います。

まず、事例1ですけれども、キリンと協和発酵、これは両方大きいグループでして、いろいろな形の再編を組み合わせた資本提携なのですが、簡単にいうとキリンホールディングスが協和発酵という株式会社の株式の過半数を取得したということが中核になっています。その両者の間にグループ同士で結合関係が生じたと判断したわけなのですが、この一定の取引分野については真ん中にありますように(1)から(4)までございます。一番目のG-CSFというのは、これは抗がん剤とともに投与される白血球を増やす薬ということです。それから二番目が発酵アルコール。それから、みりんとかうまみ調味料。ビールというのは御存じのようにビール酵母がアルコール発酵してできます。協和発酵というのは発酵ということで、発酵つながりでやはりこれだけ競合するところが出てくると思います。

それで4つ全部丁寧に調べさせていただきまして、結論としては33ページのところにG-CSFという分野については、これは実は日本の国内でバイオ医薬を作れる会社は3社しかない、その3社のうちの2社が合併してしまって6割以上のシェアになって当然1位であるということなのです。

これについて、8ページから10ページにかけて問題があるかという考慮事項を調べましたけれども、まず参入が、8ページにございますが、バイオ医薬品という位置付けですのでこれは普通の薬、簡単にジェネリックができるというものではございません。遺伝子組換え技術など遺伝子工学を用いて作られたものですので、これはジェネリックといった後発品が簡単に出てくるわけではございません。平成23年に全部の特許が切れるのでその気になればできるのですが、同じものを作ろうと思ってもなかなかできません。全く最初からやらなければいけないようなこととございます。いろいろヒアリングを踏まえて判断いたしますと、これは運がよくても5年ぐらいかかるだろうという競争事業者のヒアリング結果もございました。

それから薬は御存じのように厚生労働省の承認が要るといようなこと等々ございまして、それからさらに10ページの(8)に潜在的競争というのがございます。キリングroupはこのG-CSFをさらに改良したような、投与回数が少なくすむようなKRN125といった薬を開発中です。開発競争にも大きいところが2つつつくと影響を与えるのではないかとということで審査をいたしました。

その結果、先ほど開けていただきました32ページ、33ページにございますように、これはグランという薬とノイアップその二つが一緒になってしまうので、ノイアップの方を第三者に譲るといことでございます。ここに「本件譲渡」と書いてございますが利用許諾、譲渡するといことを本年9月までに契約を締結し、来年3月までに実行するといことで問題解消措置を採らせました。その結果この結合はそのような条件で認めたといことです。

それから、次が34ページの三菱とAREVAです。この事例2と事例3は両方とも原子力の案件です。日本では、原子力燃料についてプレーヤーが少ないのですけれども、事例2の方は加圧水型の原子炉に使われる原子燃料で、事例3の方は沸騰水型の原子炉に使われる原子燃料といことで、それぞれ代替性はございません。三菱、AREVAについては、AREVAについて37ページにシェア表がございまして、もともと三菱groupが加圧水型については非常に強い、燃料をかなり作っているといことです。AREVAは外資といこともあってなかなか参入が難しいといことで、非常に簡単に言ってしまうとAREVAは小さいので問題ないだろうといことであります。そのほか垂直的統合についても検討して問題がないといことを言っております。

それから事例3のWestinghouseと原子燃料工業です。Westinghouseとありますが実は東芝の子会社になっております。ですから実質的には東芝が原子燃料工業の株を買うとい形になっております。43ページにシェアが出ておりますけれども、原子燃料工業とい資本関係のそれまでなかった会社、これを東芝が買おうといことです。GNFの-Jとか-Aといのは日立GE groupなのです。実は日立、GE、東芝といのは出資を行って作っている会社なのです。44ページから45ページに書いてあるのですが、東芝はWestinghouseを買うときに欧州委員会から問題解消措置をいわれまして、コミットメントを付け、東芝はGNF groupには支配権を及ぼさない形にする、議決権を行使しない、役員を出さないといったことを約束しているのです。

そういうことでGNFに対して東芝といのが支配力を行使できないとは認められるのですけれども、44ページの懸念事項ですとか45ページの(3)などで書いてございますように、東芝は22%の株式をGNF-Hに対して議決権を行使できないにしろ持っているといことです。これは持分法適用会社ですので利益は全部連結されるといことなのです。原子燃料工業をWestinghouseの子会社にする

結局先ほどのシェア表を見ていただくと分かるように、ほとんど全部東芝が関係しているのではないかという懸念を持ったということでございます。要するに協調的な行動を東芝が持ちかけることによって両方とも値上げをしてやれるということです。それは東芝にとって非常にインセンティブが大きいのではないかという判断で、問題解消措置が必要ではないかというふうに先方と交渉いたしまして、45 ページの下にございますように、現在 22%の出資を 15%未満までに引き下げるということを問題解消措置として問題なしとした例でございます。

それから事例 4 これはトヨタが富士重の株式を買いましたということでございます。もともと GM が持っていた富士重の株を手放したものの一部をトヨタが買って、残りを富士重工が自己株式として持っていたと思われるのですが、その残りの株式を富士重工から買い取ることによって 16%にまでなってしまうということです。これは富士重工が環境対応などが厳しいとか、軽自動車では赤字続きだということで、設備資金をトヨタが株式取得の形で供与したということです。16%ぐらいになった場合にどう判断するかということなのですが、これは先ほどの 22%とちょっと違まして非常に悩ましいわけですが、この辺で結合関係があると影響力や支配力が行使できるのかということなのですが、個別に判断をいたしまして、48 ページの(1)(2)にございますように、スバルブランドというのは独立して運営されると判断できるということ、それから、役員兼任等を行わないという形にこの時点でしております。したがって、これは結合関係がそもそもないということでそれ以降の検討はここでは紹介をしていないということがあります。

それから事例 5 は北海道の地域の 20 億円位の売上の話であり、地方の案件も事前相談等できますよということを紹介させていただくものですので、ちょっと省略をさせていただきます。

事例 6 は、岐阜県の地銀と第二地銀との企業結合でございます。数年前の企業結合でもこういう地銀レベルの統合がございますし、これから先も新聞を見ますといっぱい出てきそうな感じなのですが、そのモデルとしてここで紹介をさせていただいたということです。

ポイントといたしましては三菱東京 UFJ というのが岐阜銀行の筆頭株主で議決権も 21%以上持っているということですので、ここも加算したところで岐阜県内や岐阜県の経済圏のシェアを出したということで判断をしております。

貸出市場と預金市場とそれぞれ分けて、それぞれ一応県全体でシェアを出すというのと、実態として貸出は経済圏で競争が行われていると考えられますので経済圏ごとに分けたということで、それぞれ預金貸出を調べたということで、結論としては競争が働いており問題ないという結論でございます。

最後がまた金融でして、大阪証券取引所がジャスダックの株式を買うというこ

とです。昨年11月にTOBが成立いたしましたようではありますが、これは63ページにシェアがございますが、「上場関連業務」と書いているのは、これは何かということ、要するに新興企業が上場することにより、どれだけの上場企業の数になるかというシェアなのですが、上場しても全然売買をやらなくて死んだようになっている企業などもございますので、一応売買金額でシェアをとりました。売買金額は上場した新興企業の数を一応表しているということにいたしました。

1位、2位、3位とありまして、2位と3位が結合するということですが、当初は非常に発行市場流通市場におきまして市場シェアにあらわれる以上にAの競争力が極めて強いということで、この対抗軸として2位と3位の合併は特に問題がないのではないかという判断をしております。最終的にはこれは世界での金融市場の競争ですとか、金融以外にも投資商品の競争ということも考えあわせても特に問題がないというふうに思っています、問題なしと判断いたしました。駆け足ですが以上でございます。

根岸会長 はい、ありがとうございました。大変興味深い事例を御紹介いただきまして、時間がないので本当に申し訳ありませんが、もし何か御質問等ございましたら。はいどうぞ。

内田会員 若干感想とお願いなのですが、最初に言われた企業結合の件数が減っているということは、必ずしも公取委の企業結合審査の負担が軽減していることではないという趣旨と理解をしています。というのは、こういう経済状況の中での企業結合というのは事業再編などの大型なものとか、判断についての難しさのある案件も増えているのではないかとということで、その意味では負担としては、件数の減少とは関係なく、非常に労力が増えているのではないかとこのように思っています。

その中で、実際の企業結合審査につきましては、競争への影響を極めて丁寧に分析をしていただいて適正な結論を出しているのではないかと考えています。ただ、その過程で、企業側としては経営判断とか事業活動というのは迅速性が要求されるので、審査の迅速化について非常に強い要請があるのではないかとこのように思っています。

その意味で、負担が軽減しているという誤解を受けると困るので、委員会としては企業結合審査については審査チームの力を増強して、迅速な結論を出していただくという方向で検討をしていただければと思っています。当然そういう方向で考えられていると思いますが、念のためにそう申し上げておきたいと思えます。

根岸会長 はい、ありがとうございます。ほかにございますでしょうか。よろしいですか。私が時間の割り振りを間違えまして最後は急がせまして大変申し訳ありません。この後委員長から御発言をいただきますが、その前に私から会員の皆様に申し上げ

げたいことがございます。

私は、平成 19 年 4 月からこの独占禁止懇話会の会長をさせていただいておりますけれども、このたび私の全く個人的な事情で退任させていただきたいということで、公正取引委員会には御了解をいただいておりますが、そのようにさせていただきたいということでございます。それで会員の皆様にも私のわがままを聞いていただきたいというお願いでございます。

これまで会員の皆様には今日の議論のように、司会者を困らせるほど活発に御議論をいただきましてありがとうございます。そしてそれに応えて公正取引委員会の皆様も大変御協力をいただきましてありがとうございました。私にとりましては非常に興味ある事例と運用をお伺いしまして大変有益でございました。

今日も話に出てまいりましたけれども、公正取引委員会の存在というのはますます大きくなっているということでございまして、したがってそれに対してまたさまざまな御要望があるということでございますので、そのようなことでますます委員会の活動を願いたいというふうに思います。それでは退任を御了承いただくということで。申し訳ございません。

それでは本日の報告につきまして委員長の方から御発言をお願いいたします。

竹島委員長 ありがとうございます。その前に根岸会長には会長としてだけではなくて、今までもう何十年にわたって独占禁止法の改正の都度といってもいいぐらいにいろいろと御指導をいただいております。本当に残念なのでございますが、先生のそういうお考えでございますので今日をもって会長を辞任されるということでございます。後任の会長は追って事務局の方から皆様方に御案内を差し上げたいというふうに思います。

本当に根岸先生ありがとうございました。これからもお見捨てなくいろいろ御指導をいただきたいと思います。

おかげさまで独占禁止法の改正は今回民主党も賛成をしてくれておりまして、無事に 6 月 3 日に参議院を通過して、おそらく来年の 1 月から施行するということになると思います。耳慣れない言葉かもしれませんが排除型私的独占、アメリカがいろいろ言うてくるのだらうと思いますが排除型私的独占に課徴金を導入するとか、不当廉売や優越的地位の濫用にも課徴金を導入するというのが改正法に含まれています。これらについて、まともな行為との線引きがよくわからないではないかというお話もありますので、ガイドラインなどをきちんとしますということで、近いうちに排除型私的独占、続いて不当廉売についてのガイドラインも世の中にパブリックコメントとして問いたいというふうに思って、それで十分に周知期間を設けた上で来年から施行したいと思っております。

それから、景品表示法のことは先ほどありましたように、早ければ 9 月にも法律のみならず 40 名強の人も消費者庁に行くこととなります。今既に準備室ができ

ていて、それに向かって作業が行われております。より行政執行力が強まることはあっても弱まることはないと思っていますので御安心いただきたいと思います。

いずれにしても 2005 年改正と 2009 年改正で独占禁止法もそれなりの構えになりました。あとはきちんと執行するということであります。残された問題として審判制度の見直しというのが残ってしまっていて、来年の通常国会に答えを持ってこいといわれているわけですが、それを含めて、三段ロケットになりますけれども、一応欧米並みのものになったのかなと皆様方の御期待に応えられるように、800 人弱の人間でありますが、皆心を一緒にして厳正な執行に努めてまいりたいというふうに思っています。

本当にありがとうございました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

根岸会長 ありがとうございました。それでは本日はこれで閉会とさせていただきます。次回会合の日時等につきましては追って事務局から御連絡を差し上げるということでございます。長時間にわたり御議論をいただきまして誠にありがとうございました。

(了)